



2026年5月28日

各位

会社名 株式会社マーキュリー
代表者名 代表取締役社長 陣 隆浩
(コード番号：5025 東証グロス)
問合せ先 執行役員総務人事部長 猪俣 秀徳
(TEL：03-5339-0950)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社GA technologiesについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりになりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
(2026年2月28日現在)

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接保有分	合算対象分	計	
株式会社GA technologies	親会社	53.36	—	53.36	株式会社東京証券取引所 グロス市場

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

株式会社GA technologiesは当社の議決権の53.36%を保有する当社の親会社であります。

株式会社GA technologies及びGA technologiesグループとの取引については、当社の業務上の必要性及び他の取引先と同様の価格交渉を含む取引内容の適正性を考慮した上で、当該取引等については取締役会において承認しております。また、当社の資金を株式会社GA technologiesにおいて運用するキャッシュマネジメントシステムにて活用しております。なお、人的関係につきましては、親会社である株式会社GA technologiesの子会社であるイタンジ株式会社から取締役1名が就任しております。

(役員の兼職状況)

(2026年5月28日付)

役職	氏名	親会社等または そのグループ企業での役職	就任理由
取締役 (非常勤)	高木 雅史	イタンジ株式会社 売買支援事業本部 本部長	GA technologiesグループにおける シナジー効果の最大化を図るため

(2) 親会社等の企業グループに属することによる業務上の制約

当社は、グループ会社であるイタンジ株式会社からの役員の受入等が発生しているものの事業活動を行う上で、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員を4名選任し、強固なガバナンス体制のもと独自の経営判断を行っており、当社の独立性は確保されております。

(3) 親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策及び独立性の確保の状況

当社は、株式会社GA technologiesとは基本的に異なる事業を営んでおり、事業活動を阻害される状況にないものと考えております。また、当社は取締役（監査等委員である取締役を含む）7名のうち、独立役員が4名であり、独立役員からの意見も踏まえて十分に審議することにより、当社独自の経営判断を妨げることなく、上場企業として一定の独立性は確保されております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

(2026年2月28日現在)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社GA technologies	東京都 港区	9,965	AI 不動産 投資サービ 「RENOSY」 の開発・運 営、不動産 業界向け BtoBプラ ットフォー ム「ITANDI」 の開発・運 営	(被所有) 直接53.36	当社サービ スの提供・ 貸借取引・資金の 貸付	当社サービ スの提供 (注1)	4,908	売掛金	450
							賃料の支払	448	未払金	493
							資金の貸付 (注2)	1,600,000	—	—
							利息の受取 (注2)	9,643	—	—

(注1) サービス提供の取引条件は、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は支配株主との取引を行う場合は、一般の取引条件と同様の条件によるものとし、当社及び少数株主の利益を害することがないように適切に対応いたします。なお、当社は、支配株主からの独立性を有する独立役員で社外取締役の監査等委員3名で構成される監査等委員会において、支配株主を含めた全ての取締役との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討をおこなっております。また、取引にあたっては、法令、社内規定に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、かつ、重要な取引については取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。

以上